

商標権	判決年月日	令和7年12月23日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10079号		
○ 「マイクロブタカフェ」の文字を標準文字で表してなる商標（指定役務：第35類「カフェテリアの事業の管理」、第41類「愛玩動物の供覧、動物と触れ合うことを目的とした娯楽施設の提供」）が、商標法3条1項3号に掲げる商標に該当すると判断した事例				

(事件類型) 審決（無効審判不成立）取消 （結論） 審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号

(審決) 無効2024-890045号

判 決 要 旨

1 本件は、登録商標（本件商標）の商標登録無効審判請求（本件審判請求）を不成立とした審決（本件審決）の取消訴訟である。争点は、本件商標の商標法3条1項3号該当性である。

2 本件商標の構成は「マイクロブタカフェ」の文字を標準文字で表してなる。原告は、指定役務のうち、第35類「カフェテリアの事業の管理」、及び、第41類「愛玩動物の供覧、動物と触れ合うことを目的とした娯楽施設の提供」（本件審判請求に係る指定役務）の登録を無効とする審決を求めた。

3 本件審決は、本件商標の登録査定時である令和2年5月8日において、本件審判請求に係る指定役務の需要者である一般の需要者及びカフェテリア事業に従事する企業（事業者）等において、「マイクロブタ」の語が「ミニブタ」より小さいサイズのブタを表すものであると広く認識されていたと認めることはできず、また、仮に、触れ合う動物の名称を冠した「〇〇カフェ」の表示が、飲食物の提供と併せて、動物と触れ合うことを目的とした施設を表すものと一般の需要者に認識される場合があるとしても、ミニブタの数多くのニックネームの一つにすぎない「マイクロブタ」の語と「カフェ」の語を組み合わせた本件商標は、必ずしも本件審判請求に係る指定役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であるとまではいえないから、本件商標は、商標法3条1項3号に該当しないなどとした。

4 これに対し、本判決は、本件商標は商標法3条1項3号に該当するものと判断した。その理由の概要は、次のとおりである。

(1) 本件商標が、本件審判請求に係る指定役務との関係で、商標法3条1項3号に該当するか否かは、登録査定時（令和2年5月8日）において、これが当該指定役務に使用された場合に、取引者、需要者によって、役務の態様、提供の方法その他の特徴を表示記述するものとして一般に認識されるものであったか否かにより判断すべきである。

(2)ア 本件商標の構成中、いずれも片仮名からなる「マイクロ」の文字部分と「ブタ」

の文字部分が結合した「マイクロブタ」の文字部分については、「マイクロブタ」の称呼と「超小型の豚」の観念が生ずるところ、①ミニブタより更に小型の豚である「マイクロブタ」は、2008年（平成20年）頃から、イギリスなどで、ペットとして販売されるようになり、遅くとも平成24年頃には、イギリスで「マイクロブタ」が人気となっていることが、日本において紹介されていたこと、②「マイクロブタ」は、平成27年頃以降、日本においても、ペットとして注目されるようになり、イギリスから初めてマイクロブタの親豚が日本に輸入されたことが報じられた平成30年から登録査定時までの間に、マイクロブタの特徴、飼育の様子等を紹介する記事や動画がウェブサイト是相当数投稿されるなどしてきたこと、③この間、「マイクロブタ」は、ミニブタより更に小型の豚とされ、当初は、ミニブタと異なり、日本国内での流通がほとんどないとされるなど、家畜として飼育される普通の豚はもとより、「ミニブタ」とも区別されていたことが認められる。

そうすると、登録査定時である令和2年5月8日において、「マイクロブタ」は、「ミニブタ」より更に小型の「超小型の豚」を意味する語として、一般に認識されるに至っていたものと認めるのが相当である。

イ また、本件商標の構成中、片仮名からなる「カフェ」の文字部分については、「カフェ」の称呼と「主としてコーヒーなどの飲み物を供する店、喫茶店」の観念が生ずるところ、登録査定時である令和2年5月8日において、既に、種々の動物の名称を冠した、特定の動物と触れ合うことのできる喫茶店が存在し、平成31年春には、マイクロブタと触れ合うことのできる喫茶店も開店していたことが認められ、前記アの事情も併せ考慮すると、登録査定時において、「マイクロブタカフェ」は、「超小型の豚」である「マイクロブタ」と触れ合うことのできる喫茶店を意味する語として、本件審判請求に係る指定役務の取引者、需要者に一般に認識されるに至っていたものと認めるのが相当である。

ウ そして、このような本件商標を構成する文字の語義及び本件審判請求に係る指定役務の取引の実情に照らすと、本件商標「マイクロブタカフェ」は、「超小型の豚である『マイクロブタ』と触れ合うことのできる喫茶店」という、役務の態様、提供の方法その他の特徴を普通に用いられる方法で表示記述する標章のみからなるものであり、本件審判請求に係る指定役務の取引に際し、必要適切な表示として、何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他役務識別力を欠き、商標としての機能を果し得ないものというべきである。

(3) 以上によれば、本件商標は、役務の態様、提供の方法その他の特徴を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものであり、商標法3条1項3号に該当するというべきであるから、本件審判請求を成り立たないものとした本件審決には判断の誤りがある。